

## 第51回岡山地方裁判所委員会

- 1 開催期日  
令和6年2月27日（火）午前10時
- 2 開催場所  
裁判所大会議室
- 3 出席者  
別紙第1のとおり
- 4 議事等
  - (1) 今回のテーマに関する意見交換  
別紙第2のとおり（資料の添付は省略）
  - (2) 次のテーマに関する意見交換  
別紙第3のとおり
  - (3) 委員長代理の指定  
別紙第4のとおり
  - (4) 次回期日  
未定

(別紙第1)

出席者

委員	芦	田	英	厚
同	市	本	昭	彦
同	奥	村	吉	郎
同	河	本		英
同	島	崎		剛
同	竹	下	美	保
同	田	代	滉	貴
同	谷	口		豊
同	鶴	岡	良	孝
同	濱	田		弘
同	松	本		朗
同	真	鍋	麻	子
同	水	舟	雪	枝
同	米	山	毅	一郎

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に、裁判所から「経費抑制」についてご説明させていただきます。

(裁判所からの説明)

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

裁判所の取組についての御感想や御質問等がございましたら、どうぞ御自由に御発言をお願いします。

A委員

裁判所へ質問ですが、コロナ禍になり、民間では会議や研修がオンライン化され、交通費の支出が大きく減ったという事例があると思いますが、裁判所では会議や研修のオンライン化によって交通費の支出が減ったことはあるのでしょうか。

事務担当者

裁判所でも以前は出張して会議や事務打合せを行っておりましたが、コロナ禍に入りまして、ウェブ会議に移行したものもありましたので、その面では旅費等も削減できていると思います。

委員長

非常に具体的な消耗品費の削減実践編ということで、職員への経費削減について

のメッセージの例として細かく教えていただいたのですけれども、この点について、2点お聞かせください。1点目が、メッセージの送り先が裁判所の一般職員のみなのか、裁判官も入っているのかについてはいかがでしょうか。

それから2点目は、このメッセージはどのような方法でお伝えしているのかという点です。大学の場合ですと、事務職員の方々は裁判所が紹介されたようなことは取り組んでいるのですが、教員に対しては、少なくとも私の所属する部局にはこのような働きかけもございません。使っていない教室の消灯とか、冷暖房のスイッチを切ってくださいという注意書きは各教室に貼ってありますので、それを見て教員が実践するといったことはありますが、大学の場合は徹底できていないなという感想を受けたものですから、メッセージを送った職員の範囲と、このメッセージの伝え方を教えていただければと思います。

#### 事務担当者

全職員、もちろん裁判官をはじめとして裁判部の書記官、事務官、事務局の事務官の全員に対して周知を行っております。

令和3年頃からデジタル化の波がやってまいりましたので、最高裁判所からも全職員を対象として予算事情についての説明も入りましたし、全職員に向けて意識を変えるという形で周知を行っております。

周知方法ですけれども、全職員に向けて事務連絡を出して、経費の抑制に努めましょうという連絡をするとともに、本日御説明したような内容のパワーポイントを示して、それを全職員に周知してくださいと各部課室にお願いしました。

各部課室はこのパワーポイントをもとに、ミーティングの機会を利用して、さらにまた内部で話をして、全職員に行き渡る形で周知しております。

#### 委員長

ありがとうございました。よく分かりました。

ほかにございませつか。御質問や御感想はよろしかつたでしようか。

それでは、意見交換に移つていきたく思います。それぞれの委員の所属されている職場や団体等でどのような経費削減策をとられているのかを御紹介いただければと思います。

## B委員

テレビ局も財政的には厳しい状況で、例えば社報が年に何回か出されているのが、それが冊子になっていたものを去年の年末ぐらゐからホームページだけで見られるようにデータ化したり、社員の出張費の見直しといった形で、いろいろなところで経費削減をしております。

報道部の立場からいいますと、アナウンサーが読む原稿というのはなかなかデータで持つてなくて、どうしても紙ベースになります。本来ですとアナウンサーが1つのニュースにつき五、六枚の原稿を持つてるところ、ディレクターも同じ枚数の原稿を持つて、読み間違いがないか、最新のものが出ているかなどを確認するんですけども、その原稿を小さくコピーして1枚にするという方法も報道部の中ではやつてみており、小さな努力をしております。

あと裁判所の関係では、代表撮影という、代表の1社が撮影してその映像を各社に分配するというやり方をしてはいますが、これがいろいろなところで派生してきてはまして、例えば送検のときの映像は、通常、犯人の身柄が送られる一瞬を何社も狭いところでカメラがひしめき合つて撮るんですけども、それを民放各社で協力をして、1台で撮つたものを、これも同じように分配しようという形にしています。

また、岡山市長の定例会見と岡山県知事の定例会見も順番に当番を決めて、1台で撮つたものをクラウドにアップして、それを各社がダウンロードして同じ映像を使えるような形にし、局の壁を越えて当番を決めて協力してやりましようとなっています。例えばヘリコプターによる撮影もそうにして、広島局とも系列の壁を越

えて協力体制を組んでいます、1回飛んで撮影した場合、その映像を提携している局に提供する形になっており、こういった協力体制が報道部の中でもいろんな場面で増えていくんじゃないかなと思っています。選挙のときも、選挙事務所がたくさんあるときは当番を決めて、各局のリポーター、カメラマンをそれぞれ出して中継をするといった協力の仕方もしていて、そこにかかった費用を各局で割るという形になっています。

非常にささいな経費削減でしかないのですが、報道現場はそういった工夫をしながらやっております。

## C委員

今回、議題をいただいて、県の運営費について調べてみました。令和5年度の当初予算で3.9%ということで、これは314億円ですけれども、これで施設などを運営しています。この中で、電力使用料とか、自動車の燃料とか、そういったものを賄っています。

デジタル化につきましては、県でもデジタル推進課を設置しています。また、行政手続のオンライン化、各種申請のオンライン化、ウェブ会議の利用の拡大などをDX推進指針の中に定めています。

消費生活センターは消費生活の相談を承っているんですけれども、全国的な話ですが、数年先にはDX化でシステム自体が変わる流れもあります。

また、経費節減の話ですが、県も財政状況が厳しい中で、経費節減については折々に指示があります。

本日御紹介したいと思っているのは、県では、環境負荷の観点からマネジメントシステムという環境に配慮した事務事業の推進を掲げ、2013年の数値から改善していこうという目標があります。

改善の状況ですが、電力使用量で言えば2020年は2013年の96.5%となっております。自動車の燃料で言えば、2020年は2013年の86.8%に

削減されています。一方で、なかなか削減が難しいものの中にはあるのかなと思っております。

また、職員向けのホームページがありまして、そこで好事例の紹介がされております。その好事例で上げてあるものを御紹介いたしますと、取組確認のチェックシートを作成して個人ごとに再確認をしています。また、照明スイッチ全てに、スイッチと連動している照明の位置を表示して、必要ない照明がどこかひと目で分かるような工夫がなされています。それから、封筒の再利用方法の例を写真付きで紹介したり、こういった場合は必ず裏紙にして、ここに入れてくださいといった例を写真付きで紹介したりして、可能な範囲での再利用を促進しています。

最後に、公用車は、低燃費の認定車の導入促進を行っており、それが自動車用燃料の削減につながっているのかなと思っております。

職員の人数も多いので、取組事例を地道に周知、浸透させています。

## D委員

最近、大学でも経費抑制というのが大きな問題となっております、理由としては裁判所と大筋は同じかと思いますが、毎日多くの人が集まる大学特有の事情として、水道光熱費がここ数年かなり上がっております、それが非常に財政を圧迫しているということはあるかもしれません。

どういうふうに大学が経費削減しているのかということですが、有効な対策はできていないのではないのかなと思っております。

使っていない教室の電気は消すとか、会議資料を電子化するといった地道なものから、例えば施設の清掃の頻度を減らすとか、契約していたデータベースを打ち切るとか、研究費用を減らすとか、まさに身を切る方法によって経費を削減しているという状況かなと思っております。

電子化されるものがある一方で、研究費で本を買ったときには事務の方にその報告をしないといけないのですが、その報告は紙でやることになっていて、いまいち

統一性がないなど思っているところもあります。

また余談ですけれども、今私の研究室がある建物の建て替えを行っているのですけれども、建物全部を一気に建て替えるとお金がかかるようで、今年度は左半分、来年度は右半分、建て替えする最中でして、そんなことできるんだと非常に驚いているところです。

このように大学では、正直なところ何も有効な情報がないんですけれども、1つだけ私個人の意見としてお話ししたいのが、安全に関する費用の削減というのは、より慎重でなければならないのだろうなということです。例えば機器の保守点検とかアップデート、あるいは買い替えといったものは、そもそも事故が起きないようにする類いのものでして、経費の最適化という思考にちょっとなじまないだろうなという気がしております。

では何を安全に関する費用と位置づけるのかということ自体が論点になり得るかと思えますけれども、こうした安全に関する事項に経費削減という形で手をつける際には、やはりそれ相応の理由が必要になろうかと思えます。何か事故が起きてからでは遅いですし、その事故に対する諸々の費用でよっぽどお金もかかるので、この点については慎重にならざるを得ないだろうなというのを感じているところです。

## E 委員

弊社ではカーメーカーと取引している兼ね合いもあって、25年ぐらい前から「改善」という言葉を使って、様々な業務改善をしながらやっています。何をやってきたかという、例えばホチキスやパンチを部署に1つしかおいておらず、1人1つ持たせていたものを持たないようにすることから、省電力ですとか、紙の削減ですとか、様々なことをやってきました。そのほかには、例えばエアコン1つとって見ても、吹き出しのところにプロペラをつけて攪拌させ、温度を安定させてエアコンの消費電力を抑える取組もやっています。また、改善提案ということを会社の中でうたっております。社員からコスト削減の方法の提案があると、上司がそれを



評価して、それに対して賞金制度をつけております。

そのほかには皆さんも御存知のように、太陽光を入れることで電力の売電ができたり、風力発電を入れることで売電することもできるかなと思います。

最近ですと、ノートパソコンを1人1台という形にしてしまっていて、ミーティングには紙は印刷しないでノートパソコンを持ってきてくださいという形をとっています。そうするとフリーアドレスという形になり、フリーアドレスになると書庫が全体的に少なくなってきて紙を持たないような形になる効果もあります。

あとは、私も先ほど裁判所の費用を見て思ったんですが、非常に人件費の金額が大きいなと感じております。環境面のお話をすると、最終的には働く時間を減らすことが究極の経費抑制と感じております。弊社では、ノー残業デーをつくり、強制的に帰る日を決めています。

先ほどの裁判所からの御説明では、人件費のなかに残業代がどれぐらい入っているのかは数字として分からなかったもので、有効な手だてかどうかというところは分かりませんが、残業しないことで、印刷をしない、電気を使わない、エアコンを使わないということで経費削減につながりますし、弊社はワークライフバランスの部分も踏まえながら取り組んでいるというのが現状でございます。

## F 委員

デジタル化の取組を御紹介したいと思います。

今から5年ぐらい前の2019年から組織内ではデジタルシフトをやりましょうということになりました。

デジタルシフトというのは職場内のデータの蓄積、通信といったものは全部デジタルでやりましょうということです。紙媒体からデジタルへの移行、それからデジタルによって仕事ができる環境づくり、これはリモートワークも含むんですが、会議、相談業務などのウェブ会議の導入、それから紙使用量の低減、仕事スタイルの変革などを組織内の目標としました。職員にはパソコン1台を支給していますが、

これはシンクライアントというもので、持ち出したパソコン自体の中にデータは何もないものです。我々の各人のパソコンの本体部分は職場の中にあリまして、通信でそれをやりとりしているだけなので、パソコン本体をなくしてもセキュリティ上は全く害がない、そういったものであります。

それから、スマートフォンを1台、各職員に支給しました。これは内線電話のように使用しています。スマートフォン機能もある内線電話で、テザリングをすることもできますし、また、スマートフォン端末を職員が東京、沖縄や北海道にいても内線電話で通信するような仕組みのもので、通信量が抑えられます。

我々は、パラダイムシフトという、当たり前だったことが当たり前じゃなくなるということを経験したことがあるんですが、以前は30年ほど前にパソコンの導入によって引き起こされ、そのときはペンがなくなりました。

今回、我々が目指している職場内のパラダイムシフトというのは、紙をなくすというものであります。極端な例を言いますと、多くの会議はメールで御案内状を出し、資料もデータでお送りします。皆さんは会議室にやってきて、スクリーンに投影する画面を見るだけで十分だという人たちはスクリーンを御覧になって見ていらっしゃるし、タブレットを持っておられる方やパソコンを持ってこられて見ている方もいらっしゃいます。紙で見たい方はご自身でプリントアウトした資料を持ってこられる方もいらっしゃいます。ただ、我々は会議でも資料を一切印刷しませんし、お配りもしません。

それから、今後のリニューアル工事に伴い、いずれはフリーアドレスのような形になると思います。今は職員一人一人まだ机があり、机の中には私物だらけですので、私物の処理や、倉庫にある資料の見直しに取組みました。その結果、半分以上のキャビネットを廃棄し、倉庫も半分以上の倉庫が空っぽになった状態です。

ゆくゆくは、今までの事業報告や、いろいろな記録も全部デジタル化しておこうと今準備をして進めているところです。

さきほど出張旅費の件も出ましたけど、ウェブ会議も多くなっていますので、そ

れも経費の節減になっていると思います。

これからの一番の課題は組織の縦割りであります。縦割りの組織の中には繁忙な部署とそうではない部署があり、これをどう均等化していくかというのが我々の課題でもあります。

人の削減がこれからの経費の節減の中心となると思うんですが、金融機関が見事にそれを成功させていまして、今は振り込みなどを全部ネットでできる状況になっていて、金融機関は人を少なくするために機械化をして、窓口の人を減らして何とか生き残るための方策を取り、利益を上げています。

デジタルの力で人をいかに減らしていくかというのがこれからの課題です。

## G委員

デジタル化といいますとできるだけ書類を減らしましょうという動きですけれども、当方でも数年前から会議の席上ではペーパーレスで、対面で集まったとしてもペーパーを配らずにプロジェクターと自分のパソコン、あるいはタブレット、人によっては自分のスマホで見ながらやっているというのを進めております。会議が多いものですから、ペーパーの使用量はかなり減っているんじゃないかなという気がしております。

それから、私も十数年前に転職して今の職場に来たんですが、非常に節約する文化が今の職場にはありまして、机とか椅子とかは徹底的に使い倒します。壊れてもメンテナンスして、修理する部門がありますから、そこで修理して徹底的に使う。新規の備品購入は非常にハードルが高くて、非常に厳しい、そういう文化といいますか、イズムといいますか、それが根づいているところだというふうに感じております。

一方で、医療安全に関わるような最新の医療機器とか、その辺は支出を惜しみません。ただ、徹底的に価格交渉を行う。価格交渉を行うのは一本化されていまして、その部署が専門に価格交渉を行う、そういうルールになっています。

それから、もう一つは先ほど安全に関する費用についてD委員のお話がありましたが、電子カルテのセキュリティのコストはやっぱりかかりますし、これからも増えていくだろうと思いますが、医療安全に関わる部分については、コストをかけることが必要だということは感じております。

一方で、医療安全に関わらないところは徹底的に節約しております。

## H委員

私は弁護士会と法律事務所という2つの母体に所属しています。以前に弁護士会の執行部に入ったときには、弁護士会でも経費の削減というのは当然議論をしていました。

それで、裁判所も同じなんですけれども、仕入れをして何かをつくって売るという業界じゃないので、基本的に一番多くを占める経費というのは人件費になるんですね。裁判所の予算の割合見て皆さんびっくりされたと思うんですが、やっぱり私の事務所や弁護士会も同様でして、かかってくる経費はほぼほぼ人件費です。

それで、例えば人件費以外の経費を削ろうと思うと、やはり紙が一番目につくので、紙をなくしちゃえという考えに至るのは非常に自然な発想なんですけど、紙をなくした場合いかほどのその経費効果があるのかというのは、見た目には非常にやった感が出るんですけど、実際に検証してみるとそうではないというようなこともあるのかなと思っています。

人件費の中で削減をすることによって従業員側にもメリットがあるのは、残業の削減であろうと思うんですね。働く人が決められた時間内にやるべき仕事を終えて残業せずに帰れば、当然家での余暇時間が増えるというメリットがあるわけですし、給料を払う側からしても割増し賃金の問題が出てくるわけですから、残業を減らすことが課題なのだと思います。裁判所は令状事務や当直の方もおられるので残業をゼロにすることはできないとは思いますが、弁護士会でも従業員の残業の削減というところが一番の課題であろうと思います。

事務所のほうに考えを移すと、残業代が発生するのは事務職員ですが、残業は多くはありませんが職員の人数が少ないので、業務量が多くなると残業が出ることもあります。こればかりは何とか減らしてくださいねとしか言いようがないんですけども、先ほど言われたようにノー残業デーをつくったりとかというのは、そこまではできてはならず、なかなかいい手が浮かばないなというところで、もしまた裁判所のほうで発言される機会があったら、裁判所の残業対策についてお聞かせいただけたらと思います。

#### 委員長

裁判所で今の残業対策等にお答えする部分があれば、お願いしてよろしいですか。

#### 事務担当者

まず前提として、国家公務員には超過勤務の規制がありまして、原則として月最大45時間、年間360時間の上限があり、その範囲でしか超過勤務が行えないということになっております。

その中で、裁判所でもノー残業デーというものを月に2、3回設けて、その日はできるだけ業務の整理を行って定時に帰るような取組をしています。

また、日頃から、超過勤務をする場合は事前に上司と相談し、手元の業務を確認して、次の日に回せる業務は次の日に回し、その日にやらなければならない業務についてのみ上司から超過勤務をさせる命令をするという基本的な原則も徹底するようしています。

加えて、超過勤務の時間は総務課で全部確認をしておりますので、超過勤務が多い部署、多い係について、仕事が増えているのか、それとも仕事のやり方に問題があるのかという声かけを職員の上司に行い、上司と総務課が話をし、本当に必要なものかどうかの確認をして、なるべく不要な超勤はしないようにという取組をしています。

委員長

ありがとうございます。ノー残業デーというのは、県でもあるのでしょうか。

C委員

県もノー残業デーといった取組があります。

職員の意識向上を図るため、ノー残業デーの課の入口には、今日うちの課はノー残業デーです、といった表示をするといった工夫もしています。また、県の職員にも残業の上限規制がありますので、残業時間は人事課に報告して、人事課のほうでもチェックをし、全体で原因と対策の検討もしています。

委員長

ありがとうございます。そもそも予算削減の究極の形が人件費削減だという問題提起をされたのはE委員だったと思うんですが、E委員の職場ではどのような取組をされているのでしょうか。

E委員

うちの職場では、全体が一斉退社するのが年間で2回、それと各フロアで区切ってフロアごとに退社する日が月に4回あります。大所帯の部署はどうしても締め作業があるので、何曜日と定めるのは難しいので、調整をしながら各フロアごとで決めています。締め作業がない部署は、毎週何曜日といった形で決めています。

委員長

ありがとうございますでは、引き続いてまだ御発言のない委員の方で、I委員お願いします。

## I 委員

大きく2つ、検察庁の取組、それから2つ目は刑事手続のデジタル化の話をいたします。

まず1点目、検察庁の取組ですが、消耗品費や通信費、光熱費の話など、いろいろ取組について裁判所から御紹介がございましたけれども、検察庁も全く同じでございます。省エネ、それから複写機の利用の設定ですとか、リユース物品の再利用、電子メール利用等、大体同じようなことをやっております。そういう点では、検察庁独自の取組として特に御紹介できるものはありません。

先ほど人件費のお話の中で、残業に関するお話が出ましたが、検察庁でもメンタルヘルスやワークライフバランスという観点からも、勤怠管理はしっかりやるようになってきております。この点、検察庁でも毎週水曜日を定時退庁日と設定しております。定時退庁日は定時で帰りましょうという周知メールを送っているのですが、職員の中から1人メールを書く人を決めまして、「今日は一斉退庁日です。」という連絡に加えて、「この前こういった映画を見てきましたよ、皆さんも今日は定時退庁日ですので、ちょっと早めに帰ってみてはいかがでしょうか」といった言葉を添えてみるということもしております。

次に、先ほどF委員からもデジタル化の話がございましたが、今まさに裁判所、検察庁、それから日弁連の3者が刑事手続のデジタル化について取り組んでおります。令和3年頃から検討会を立ち上げまして、法務省が主催していろいろやってきておりまして、実は今月（令和6年2月）15日に法務省の法制審議会から答申がなされました。今は令状や刑事裁判は紙でやっていますが、そういうのを全部電子化していこうということで、法務省を中心に取り組んでおります。答申が出ましたので、これから立法に向けてやっていくことと、システム構築がございまして、先日の法務省の説明ですと、令和8年に運用を目指しているようです。裁判所、検察庁、日弁連とで協力していかなければいけないので、インターフェースをどうしていくかなど、これから取組が色々と具体化していくというところであろうかと思

います。

いずれはそういったことが実現すると、全てペーパーレスでやる形になっていくんだと思います。現在でも、例えば私の仕事の仕方でもそうですが、ノートパソコンともう一つモニターがあって、文書の確認も紙ではなく2画面を利用して行う、といったやり方が一般化してきております。

## J 委員

今日はいろいろなお話をお伺いしようと思って参りましたので、各委員の方々の事例を伺いまして、大変参考になるなと思って聞かせていただいております。

ここ数年、コストの意識、経費削減の意識というのは裁判所内でも非常に高まってきたと思っていて、日頃から小さな努力を積み重ねております。

各委員の方のお話を聞いて、経費削減というのは、「削減」というと窮屈と捉えられるかもしれませんが、限られた資金や人的資源を有効に使う取組と考えると、その意味で創造的な取組なのだろうと感じました。特にB委員の局を越えて協力なさるといってお話は非常にすばらしいものだなと思ひまして、大変興味深く聞いていました。

裁判所はデジタル化の真ただ中におりまして、民事裁判のデジタル化という大きな動きもあるほか、庁内のデジタル化、例えば庁内の連絡や会議もデジタル化が進んできておりまして、ペーパーレス化がますます進展するものと思っております。

では、裁判官がどういった意識を持っているのかといいますと、以前は、裁判官は裁判事務について判断するだけの人間という感じもありましたが、最近は組織の一員として組織課題を認識し、どのようにこの組織が運用されていくべきか、どういう視点を持つべきかという観点が非常に強くなってきていますし、そういった意識も持つようにという働きかけがされることが多くなったなと感じています。

それから、残業の問題も各委員の中から御指摘があったところですが、先ほど事



務担当者から説明がありましたように、超過勤務については上限規定がありますし、ワークライフバランスの観点も最近はとても意識しているところでして、各職員がどのように残業しているかについては、とても気が配られています。私は割と書記官が多く配属された部署にいるんですけども、主任書記官と月に1回程度ミーティングを行い、各書記官、事務官の残業時間についてチェックし、仕事に無理がないのかとか、業務の状況を見て、残業時間についても目を配る仕組みになっています。

## K委員

保護観察所では、電子決済とかペーパーレス、それからファクスを使わないような取組は行っている一方で、保護司と連絡する際、パソコンを持っていない高齢の方もいらっしゃるので、ファクスはこれからも使わないといけないかもしれないと聞いています。

一方で、保護司会では、スマホ等の端末を使いこなせている若い方もいるので、そういった方に対しては、LINEで会議などの案内を送付するなどして、ペーパーレス化に取り組んでいます。

保護司から報告書を提出してもらう機会がありますが、データによる報告書の提出も促進しています。高齢の方を中心に、データの提出が難しいという方もいらっしゃる所以、研修会の中で提出方法についての勉強会をしています。

高齢化という難しい部分はありますが、IT化に向けて私たちも努力していかないといけないなと思っています。

## L委員

弊社は毎日、縦が54センチ、横40センチのブランケット版と呼ばれる新聞を、平均28ページで毎日27万部余りを発行しております。ペーパーレス化の話はありますが、この紙の新聞そのものを削ることは考えてはおりません。一方で、新聞

を作る工程においては、紙の量をいかに減らしていくかという点について、弊社も議論を続けながらやってきております。

1つは、新聞原稿のチェック用に、ゲラというものを刷り出して内容をチェックするわけですが、最初は通常の新聞と同じサイズのブランケット版で刷り、それを1回目のチェック用として使用します。その後の2回目以降のチェック用については、ゲラのサイズを小さくしようということで、通常ブランケット版ではなく、A3版に縮めたものを刷るという取組を始め、経費の削減を図っています。

それから、以前は記者との原稿のやりとりはファクスが主流でしたけれども、今はほぼメール、LINE、あるいはチャットなどの電子媒体で行っております。全て原稿はPDF化した上で関係者に送っていますので、ファクス代や紙代が大幅に削れていると思います。

それから、ちょっと内部の話で恐縮ですが、新聞を印刷するときって、最初は必ず印刷のずれがあるんですね。カラーの色がおかしかったりとか、印字の位置がおかしかったり、そういうのを調節しながら大量に印刷していくわけですが、最初に出る損紙を捨てるのはもったいないということで、私どもが会社に行き読んで読む新聞は、その損紙を読んでいます。皆様方のお手元に届くのはきれいに印刷されたものですが、内部の社内で読む新聞というのは、日付の部分がちょっと切れていたりとか、カラーの印刷の色がちょっとおかしかったり、そういうものも使いながら経費を削減しているというようなこともやっております。

実は、こういった経費削減策は、弊社は400人ほどおりますけれども、経費削減策のアイデアを出して欲しいと全社員に言っており、そこで社員から上がってきたアイデアや意見のうちの幾つかがこういう形で取り入れられて社内で実践しています。すでにやってらっしゃるかもしれませんが、ぜひ裁判所も実務を担ってらっしゃる現場の声に耳を傾ける機会を設けるなどして、取組案を検討してもよいのではと思います。

あと、法廷の稼働状況はどの程度なのだろうかと思いました。と言いますのも、

私も取材で法廷にお邪魔することがよくありましたけれども、使われていない法廷が非常に多いなと感じていました。例えばホテルは、6割とか7割ぐらいの稼働状況がないと採算がとれないという話もありますが、裁判所の空き法廷が何とかならないのか、有効活用の方法がないのかなと思いついて歩いておりました。裁判所という性質上、外部の方に貸し出すとかというのはちょっと難しいかもしれませんが、民間企業の社内会議を法廷でやってみたりしたら気分も変わって非常におもしろいんじゃないかとも思ったりしました。

法廷を外に貸し出すのが無理かもしれませんが、例えば、1日に使用する法廷について、複数法廷を満遍なく使うのではなく、例えば、1つの法廷を使うのであれば、その法廷を1日に複数回使うということができれば、例えば冷暖房にしても1部屋だけを1日中使い回せるので、それにより冷暖房費を削っていくとか、そういうこともできるんじゃないかなと思いました。

ぜひこの建物の有効活用もされたらいかがでしょうかということをお提案申し上げて、私からは以上とします。

## A委員

私は個人で法律事務所を経営しております。自分の事務所の経費を削減する取組についてということで考えますと、無駄遣いはしないという意識はありますが、それ以上にどこか削れるかということあまり意識していないかなと思っています。

今日のテーマの全体的な感想にもなりますが、一般論として経営改善という点考えた場合、支出を減らすという方向と、もう一つは収入を増やす、売上げを伸ばすという方向があって、私だったら売上げを伸ばすことを考えるんですが、裁判所のほうでは予算という枠があって、収入を増やすところについては限界があるということで、大変なんだなということを思いました。それが全体を通しての感想であります。

あと、個別の項目に対することですが、光熱量、電気の使用料に関してで

す。今日、裁判所の廊下を歩いていると、照明が1つおきに消えているのかなと思いました。場所によってはちょっと暗いところもあるのかなと思いながら来たんですが、利用者目線で言わせていただくと、裁判所に来られる方は何らかのトラブルを抱えて来られている方が多くて、気分的にもちょっと落ち込んでいるところに裁判所に来てみたら、建物内がとても暗いなという状況は、利用者目線としてはどうなのかなと思っております。今日の話にありましたが、冷暖房についても適切な環境整備のために節電にも限度があるという話があったと思いますが、照明についても使っていない部屋を消すというのはもちろんあっていいとは思いますが、それ以外の場所についてはほどほどでお願いできればと思っております。

## M委員

本日は経費節減というテーマで、裁判所の実情を事務担当者から説明させていただき、そしてさらにJ委員のほうから追加してお話をされたところです。30年前、私が裁判所に入った頃を思い返してみると、当時から裁判所には節約文化はあったと思います。ただ、昔から、裁判官は書記官や事務官などの職員と比べるとコスト意識が低いといった問題があることは否めず、裁判官のコスト意識を高める必要があると思っております。その上で、時代が変化をして、限られた資源の中で最適化した仕事をするという裁判所の使命の中で考え直すことは組織的な課題になってきており、ひいては全体の資源の有効活用につながるということは裁判官も考えなければならぬと感じたところです。

今日皆様の組織でのそれぞれの取組を聞いて、大変参考になりました。議事録を各裁判官にも読んでいただいた上で、今後の施策に活かしていければなと思っております。どうもありがとうございます。

## 委員長

ありがとうございました。全ての委員の方から御意見を伺うことができました。

一言で感想を言いますと、爪に火を点すような取組を、どこの職場やってらっしゃるなど感じました。一方で本業がおろそかにならないように、メリハリをつけた上で現場からの声を大切にしつつ、全体として少しでも支出の削減につながっていけばいいのかなという感想を持ちました。裁判所のほうで参考にできる部分は、大いに参考にさせていただければと思います。

(別紙第3)

**【次回のテーマに関する意見交換】**

それでは、次回のテーマですが、委員の方で御意見ございますでしょうか。裁判所からは、次回のテーマについて検討中とのことです。したがって、テーマは追って決定するというにしたいと思います。

(別紙第4)

**【委員長代理の指名】**

委員長

次回の進行についてですが、実は3月で私の任期が満了いたしますので、委員長としては今回の委員会が最後となります。つきましては、後任の委員長を選任する必要がございます。これにつきまして、M委員から御提案がありますので、説明をよろしくお願いいたします。

M委員

委員長におかれましては、長らく委員長を務めていただきましてありがとうございました。感謝申し上げます。委員長以外にも、1号委員の方の中に多くの方が近々任期満了を迎えるという状況でございます。御退任される方々におかれましては、長期にわたり委員を務めていただきまして大変ありがとうございました。

1号委員の方々の過半数が交代ということですので、次回の委員会はまだ時期的なことは確定しておりませんが、新しい委員を迎えた後で開催をするということになるかと考えています。

そこで、新しい委員長の互選による選任は、次回委員会を開催した後にすることにしてはいかがかと考えております。その関係上、次回の委員会の進行は、私が委員長代理として進行させていただくということを考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長

M委員のただいまの御提案のとおり進めるということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたということで、地方裁判所委員会規則第6条3項に基づきまして、M委員を委員長代理に指名いたします。